

アメリカの多文化主義とその政治的側面

宇田川 史 子

はじめに

アメリカにおいて「多文化主義」(Multiculturalism) はこれまで支配的であった西欧中心主義的思想に異議をとなえマイノリティの権利の承認を要求する運動の中から出現したが、この言葉は理念、現象、運動、アプローチとさまざまに解釈されてきた。また多文化主義はアメリカ社会を民主的に再生する可能性をもつとみる肯定的議論から、これまでの「自由で平等な国アメリカ」という神話的なアメリカ像をぶち壊す危険があるとみる批判的議論まで多様に論じられている。この小論において多文化主義を基本的理念とそれを推進する運動として捉え、多文化主義が出現した必然性を歴史的・政治的文脈のなかで検討したい。従来のマイノリティ集団をアメリカ社会に取り込む理論と多文化主義とはどこが異なるのかという観点からその理念を明らかにし、またアメリカの政治行政の面で多文化主義を促進したマイノリティの権利擁護の公共政策である公民権法(1964)とその実施を確実にするためのアファーマティブ・アクションを取り上げ、多文化主義のもつ政治的側面について考察したい。

「同化理論」(Assimilation)

多文化主義の契機となったのは後述するように1960年代に結実したアフリカ系アメリカ人の公民権運動であった。社会学者ネイサン・グレイザーは「同化は死んだか」と題する近年の論文において、多文化主義論争の華やかな今日、同化という理念はきわめて否定的に受けとめられているが、その原因はアメリカの歴史の中で奴隸制廃止後も黒人が移民とは異なった特殊な条件下に置かれ、意図的に社会から排除されてきたことにあると指摘している⁽¹⁾。同化政策は言うまでもなく19世紀後半以降に大量に流入してきた東欧、南欧からの新移民と呼ばれる白人移住者を対象として、彼らをアメリカ社会に統合することを主眼とした政策であった。この政策において移民は古いアイデンティティや祖国の文化を捨てて、アングロ・アメリカ文化とか WASP のもつアングロ・サクソン文化と呼ばれるアメリカの支配的な文化、価値観、生活様式へ順応、同化することがめざされた。

第一次世界大戦中は新移民は生まれた祖国にではなくアメリカへの忠誠心を強制され、社会参加の促進を目的にアメリカ化運動がさかんに行なわれた。同化政策は自由意志ではなく強制されたものとなり、社会のエスニック文化に対する寛容さは失われていった。そして東欧・南欧系の移民の大量流入にともない、WASPは対抗上イギリス人の他にスコットランド、ドイツ、オランダ、スカンジナヴィア系プロテスタンント教徒を含むより大きな集団を形成し、こうして白人は主流・非主流の二大集団に分類された。

黒人はこの同化政策の対象から意図的に排除されていた。白人優越主義はアメリカ社会に根強く存在し、黒人は劣等な二級市民とみなされ、奴隸制廃止のために結成された共和党も政権維持のため黒人を南部白人の手にまかせたため、黒人は19世紀末には完全な人種差別の対象となっていた。南部では黒人の選挙権が事実上剥奪され、プレッシャー対ファーガソン判決の「分離すれども平等」という1896年の最高裁の正式見解によりジム・クロウ法の下で人種分離が制度化された。アジア系移民に対しては、1882年中国系移民に移民制限が設けられ、また1924年の移民法により日本人移民が全面禁止され、またフィリピン系は1934年に移住を停止されるなど、アジア系移民も異邦人扱いであった。

同化政策はこのようにヨーロッパ系白人のエスニック集団のみを人種的・文化的統合の対象にしていた。しかし19世紀半ばには移民の流入に抗議する反カトリック主義のノウ・ナッシング運動や南部白人が多数を占めるWASPの中から白人優越主義の秘密結社クー・クラックス・クランが生まれ、黒人だけではなくアイルランド系や東欧系、南欧系移民などの白人のカトリック教徒やユダヤ教徒を激しく攻撃する運動が繰り広げられた。このように一方で政府による同化政策が推進されたが、他方主流派白人による排斥運動もすさまじく、白人エスニック集団でさえ融合への道は容易ではなかった。彼らへの差別は後述のように第二次世界大戦後にやっと消滅するのである。

「文化多元主義」(Cultural Pluralism) のもつ制約

同化理論の一元的統合に対抗して出現したのが文化多元主義である。歴史学者ジョン・ハイアムによれば、文化多元主義は同化の圧力の下でマイノリティ集団が吸收合併に抵抗し、自己の集団の権利を擁護することを目的として考え出された理論である。文化多元主義においてはマイノリティ集団こそもっとも重要であるとみなされ、社会の全体的統一性はそれらの集団の相互関係のうちにあると考えられた⁽²⁾。一方グレイザーは文化多元主義は主要な文化としてのアングロ・サクソンの文化を共通のアメリカ文化として認めた上で、他の文化の存在をも認めるものと定義する⁽³⁾。文化多元主義が非主流の文化を承認する点で同化政策と異なるが、しかし文化多元主義が対象として捉えたのは〈アングロ・サクソン文化対非アン

グロ・サクソン系のヨーロッパ文化〉といいういすれもヨーロッパ文化であった。このように黒人やアジア系の有色人種の文化は多元論の分析の対象からも除外されていた。むしろかれらの文化の価値は認められていなかったとも言えよう。

早くから文化多元主義を提唱していたのはユダヤ系著作家ホーレス・カレンであった。20世紀初頭にアメリカという新天地における同化政策のもとで、ユダヤ系移民の集団的アイデンティティは崩壊の危機にさらされていた。カレンはユダヤ民族の文化遺産を捨てて同化に身を投じようとする一方で、WASP の激しい反ユダヤ主義の勃興に出会い、文化多元論に辿りついた。カレンはエスニック集団は自然の調和のうちに共存が可能であると理想化し、もっぱらアメリカの全体的調和を「ヨーロッパ文明の協同的調和」として語る一方で、黒人の集団にかんしては「軽く触れるにはあまりに重大」であるとして考察の対象として取り上げなかった。当時カレン同様だれも黒人を考慮の対象にはしなかった⁽⁴⁾。

排除され続けてきた黒人自身はどう考えていたのだろうか。1920年代に黒人思想家の W. E. B. デュボイスは、黒人としてのアイデンティティとアメリカ国民としてのアイデンティティの両立の難しさに悩まされ、どちらを選ぶべきか迷いつつ同化論と多元論の間を揺れ動いたという。ハイアムによれば、デュボイスは黒人たちがあまりに特殊な立場に置かれていたので、自己の帰属する黒人集団を相対化して他集団と同列におくことはできず、したがってアメリカが多様な集団が平等な地位を享受しつつ文化的自立性を保つ多民族複合体となることは考えられなかった。つまり黒人は長年の隸従の生活の中で人種的劣等感を植え付けられ、また自虐的な習性を身につけ、文化的アイデンティティの自覚もなかつたので、多元論はきわめて非現実的な理論に映つたのである。そしてハイアムは、文化多元論はマイノリティの中でもほぼ同化を済ませた（社会で十分に強固な立場を築いた）人々にとってもっとも魅力的な理論であったというが、興味深いことにこれらのほぼ同化できた人々が黒人を排除することにもっとも熱心であったことである⁽⁵⁾。

1920年代から60年代半ばまでは移民の受け入れは休止状態であったが、後発移民の白人エスニック集団はとりわけ第二次大戦後は豊かな生活の分け前に預かり社会への同化の度合いを増し、しばしば自分の帰属するエスニック集団よりも階級にアイデンティティを見い出すようになった。彼らの固有のエスニック文化が世代をおって徐々に失われていく現実が認識され、1950年代になると文化多元論は衰退した。従来の文化多元主義はマイノリティ集団が団結して存続している時に有効な理論であり、社会は共通の価値によって理想的に維持されると考えられたが、60年代には価値観が多様化し競争しあう利益集団間に望ましい均衡を見いだすことが現実に出来ない状況が出現した⁽⁶⁾。60年代の後半には相違への寛容さが増すとともに集団間の差異化が進展し、またブラック・パワーのような攻撃的なマイノリティ集団

の登場によって一旦は弱まっていた白人たちのエスニック感情が再燃するようになったが、これは長続きしなかった。それほど白人エスニック集団のアメリカ社会への同化は進んでいたということであろう。

「多文化主義」の出現と公民権法

50年代後半よりマーティン・ルーサー・キング牧師が率いる公民権運動は公共施設へのアクセスの権利と投票権を要求し、非暴力直接行動を旨とし、多くのリベラル派の白人と共闘の形で展開されていった。この運動は単に黒人だけでなく社会的弱者であるマイノリティ全体の権利の承認につながる運動として認識され、基本的に多文化主義に通じる理念を根底にもっていた。そしてケネディ政権の強力な支援を受け、また南部の黒人たちの非人道的処遇が全国民の知るところとなったため世論の強い支持を受け、ジョンソン政権下の1964年に公民権法として成立した。この公民権法の名称は「憲法に定められた投票権を実施し、司法長官に公共施設と公教育の憲法上の権利を守るために、訴訟の提起権限を与え、公民権委員会を拡大し、連邦の援助計画での差別を防止し、雇用機会均等委員会を設置する等を目的とする法律」とされた。その第7編（タイトルVII）は雇用における平等を取り決めており、それを実施面で支えてきたのが大統領の行政命令として発効したアファーマティブ・アクションのプログラムである。またその後の連邦最高裁の判決もアファーマティブ・アクションの遂行を左右する大きな影響力を及ぼしてきた。

多文化主義に根ざした公共政策としてはこの他にも、教育の分野で実施してきた「エスニック研究」や「二言語教育」、また人種や出生国に基づく移民割り当てが一掃された「移民法」（1965）や黒人が政治過程に平等に参加することを可能にするための「投票権法」、またジョンソン大統領の「偉大な社会」のための福祉プログラムなどが60年代の政策として挙げられよう。しかし本稿では紙幅の関係もあり、ひとまずマイノリティとしては最大の集団である黒人や女性にもっとも影響力のあった連邦レベルの雇用平等の法律である公民権法第7編と行政命令11246号に限定して検討したい。

(1) 「公民権法（1964）」第7編

第7編は従業員15人以上の事業体を対象に雇用差別を禁止した法律である。この法が禁止する行為の内容は、(i)人種や肌の色、宗教、性別、出身地を理由に採用を拒否したり、従業員の報酬、雇用期間、労働条件、または雇用上の特典に関して差別すること、(ii)上記の理由で従業員や求職者を限定、分離、または分類することによって雇用の機会を奪ったり奪う傾向をもたせること、またはそれらの人々の従業員としての立場に不利な影響を与えることである⁽⁸⁾。

(2)大統領行政命令11246号

通常「アファーマティブ・アクション」と呼ばれ、ジョンソン大統領が「偉大な社会」プログラムの一環として1965年に成立させた。その内容は以下の通りである。(i)連邦政府と一定額の事業契約をもつ企業が人種、肌の色、宗教、性別、出身地を理由に雇用差別することを禁止する。(ii)上記の(i)とともに、企業が従業員や求職者に対してこれらの差別をなくすよう積極的な措置をとることを求める⁽⁹⁾。

アファーマティブ・アクションは厳密にはこの(ii)を指すもので、機会の平等だけでなく結果の平等を求める手段として意図された。公民権法の第7編ではこれまで白人男性が歴史的に圧倒的多数派を占めていた領域に差別されてきた人々を受け入れる際に、形式的な平等を約束しただけではなかなか差別が解消できないため、マイノリティや女性に対して職業訓練を提供したり、採用や昇進に際して受け入れ枠や目標値を設定するなど特別な対策をとることを定めている。つまり差別を禁止するだけでなく過去の差別を矯正することがこの行政命令に盛られている。第7編を管轄する機関として雇用平等委員会（EEOC）が設置され、提訴された事件の調査や勧告を行ない、実際にマイノリティや女性を何人採用できるか（クオータ）を明記することを企業に要求したり、その数を報告させる義務を課せる権限を行使してきた。このアファーマティブ・アクションが対象とするマイノリティ集団とは黒人、ヒスパニック系、アジア系、先住民、および女性たちであった。

アファーマティブ・アクションは発布当時は積極的措置しか規定されていなかった。しかし1970年に連邦裁判所は行政命令11246号を実行する手段として優遇措置やクオータ制を正当化した。このためマイノリティ間は互いに競い合う結果ともなり亀裂を深めることにもなった。すなわちこうした公共政策は限られた政府資源の配分の問題であり、したがってマイノリティ集団に均等に割り当てられてはいないという不均衡感を生み出し、また政治的抗争にも発展する。アファーマティブ・アクションにより公共分野で働く黒人が増加し、とりわけ都心部の黒人貧困層を扱うプログラムのスタッフの職の多くは黒人が占めている。しかし70年代後半以降、都心部に居住しそのような福祉プログラムのサービスを受けるのは黒人はるかに凌ぐ数のアジア系やヒスパニック系移民となり、かれらに対応する黒人スタッフとの間に軋轢が生じるようになった。このように法案成立当時には予想されなかったマイノリティ集団の数の変化がこれら集団間に緊張関係をもたらしており、マファーマティブ・アクション批判の一因ともなっている⁽¹⁰⁾。

またすでに社会に受け入れられた白人のマイノリティ集団、ユダヤ系アメリカ人と黒人集団との関係もマファーマティブ・アクション実施後さらに複雑な状況となった。被差別集団であったユダヤ人は過去において主流の白人社会から雇用、大学入学などに際して他のエス

ニック集団とは格段に異なる厳しい差別を受けてきたが、それを実力で撤回させてきた歴史をもつ。そのためユダヤ人は他集団の被差別的状況にも敏感に反応してきた。たとえば60年代の公民権運動に参加したリベラル派の白人のなかでとりわけユダヤ人は財政的、人的支援を惜しまなかったが、マファーマティブ・アクションが実行に移され黒人が優遇措置を受けるようになると、黒人と同じく大多数が都会に住むユダヤ人が職を奪われる状況がでてきた。ユダヤ人も黒人もローズベルト連合と呼ばれる民主党の長年の支持層であったが、前者の民主党離れが近年進んだ理由にはユダヤ系の多くが戦後に中流や富裕層入りを果たしたことの他に黒人との関係悪化が挙げられる。黒人宗教組織のネーション・オブ・イスラムのリーダー、ルイス・ファラカンらによる過激なユダヤ人糾弾が近ごろ話題を呼んでいる。このように黒人はかれらを迫害した主流派白人を標的にするのではなく、かつて他の白人集団から激しい排斥の対象となっていたユダヤ人を攻撃している。反ユダヤ感情はもちろん黒人に限ったものではなくまた宗教的要因もあるが、ユダヤ系アメリカ人を社会で成功を果たしたマイノリティ集団であると見て、いつまでも底辺から這い上がれない黒人たちの怒りのスケープゴートとしていることは確かである¹¹。

大学入学に際してのマイノリティ優遇も上記の行政命令ではうたっていなかったが、ニクソン大統領がアファーマティブ・アクションを大学に適用させてから始まった。1971年に保健教育福祉省を通じて連邦政府と契約をもつ大学は教職員の採用や新入生の選抜について、一定の枠をマイノリティと女性に確保することが要求された。また65年に成立した移民法によりその後の20年余りの期間にアジア系やヒスパニック系マイノリティの移民がアメリカの人口に占める割合が2～3倍に急増し、キャンパス内は黒人や女性だけでなく多様なマイノリティ集団出身の教員や学生が増加し、多文化主義のカリキュラムを強力に推進してきた¹²。このように公民権運動はその理念自体が「多文化主義」の萌芽となつたが、その理念に基づいて実施された60年代の移民法やアファーマティブ・アクションなどの諸政策が多様性を拡大し、多文化主義の要求に拍車をかける役割を果たした事実は見逃せない。

多文化主義と教育

高等教育の場では多文化主義の理念は当初「黒人研究」(Black Studies)などエスニック研究や女性学研究としてカリキュラムに採り入れられ、「多文化主義」という言葉自体は1990年前後から使われ始めた新しい用語である¹³。60年代後半にこれらのマイノリティ研究を創設した人々は普遍的な理念を肯定していたが、彼らの指導のもとで70年代に大学で学んだ世代が、多文化主義教育の中に自民族中心の分離主義的傾向を持ち込んだと言われている¹⁴。彼らのカリキュラムに対する要求がしだいに先鋭化し極端にさえなつていった背景には、70

年代以降アメリカ経済が悪化し職を奪い合うなどの厳しい経済的・社会的状況が生じ、マイノリティの獲得した諸権利に対する主流派からの強い反発があった事実も背景として考慮に入れる必要がある。しかし後述のように90年前後から多くの大学でより包括的な複数文化を同時に学ぶ方向へとカリキュラムは変わってきた。

教育の場での「多文化主義」は以下の3点に要約できよう。

- (1)人種・民族間の差異や多様な集団のもつ文化的観点を価値あるものと積極的に認め、数ある文化を等価値なものと見なす。
- (2)個々の人種や民族が独自の文化を維持しながらアメリカ社会の構成要因となり、アメリカの文化形成に寄与しうると考える。
- (3)マイノリティのアイデンティティを重視する。

多文化主義に基づくカリキュラムでは、歴史の中でともすれば看過されがちだったマイノリティの活躍を正当に評価することや、ヨーロッパ系白人男性中心の歴史観ではなく多様な視点と価値観を重視することが要求される。またここでいう「文化」とは生活様式や価値観をも含有し、したがって民族や人種関係にも及ぶ広範囲な概念である。もちろん多文化主義に基づくカリキュラムではマイノリティの文化だけではなく WASP 文化もその構成要素に当然含まれるが、それをアメリカの共通文化であるとは認めない点に特徴がある。

多文化主義と先行した他の理念との違いをここで考えてみたい。マイノリティ集団の観点に立つと、「多文化主義」は従来の「同化論」のように自己の文化や伝統、習慣を放棄して「るつぼ」と呼ばれる一つのアメリカに吸収されるのでもなく、また「文化多元主義」のように支配的な優勢文化を上位に認めるのでもなく、種々の文化が優劣に差はなく複合的に絡み合ってアメリカの文化を形成しているという積極的な視点が出てくる。社会学者の梶田孝道は、アメリカでは文化多元主義が多文化主義より好まれているとし、その理由にアメリカでは自由と自立を強調する政治理念や WASP 文化を含む支配的文化が確固として存在すると考えられていることを挙げている。このように国外で前者が勝っている印象を受ける理由には、多文化主義を批判する側の人々の方が業績もあり知名度が高いためにメディアに報じられる機会が多いために多文化主義が否定的に受けとめられがちだということも挙げられよう¹⁴⁹。また似通った思想である「文化相対主義」では自分の属する文化を基準に他の文化を測るのではなく、文化はどれも優劣をつけられないと考えるが、梶田は多文化主義と文化相対主義とを比較し、両者とも文化はどれも等しくかけがえのない価値があると認める点に共通点があるとみる。しかし多文化主義は複数の文化が共通のスペース内（アメリカ社会）に共存することをめざす点で文化相対主義より実現が困難であるとその違いを説明する¹⁵⁰。

多文化主義を推進する背景には、アメリカ社会におけるマイノリティの苦難の経験がある。

とりわけ黒人たちは奴隸制とその後は白人の課したカースト制の最下層民として、長い被差別の歴史の中で劣等性を植え付けられ、自己卑下するように仕向けられてきたために自信喪失に陥っている状況にいる。これが今日のアメリカ社会の深刻な人種問題や犯罪、貧困などの根源にあると言われるが、多文化主義に根ざした教育を受けることでマイノリティの学生も自民族の歴史や文化を肯定でき、自信や自尊心を獲得できると支持派は主張する。アイデンティティとは他者に肯定的に承認されることにより形成されると思想家チャールズ・テイラーは著書『マルチカルチュアリズム』において強調しているように¹⁷、自己のアイデンティティが規定できなければ、責任感のある行動もとれないし、アメリカという国家の集合体の一員であるという認識も持てない。したがって明確なアイデンティティを持たせる教育が多文化主義の重要なポイントになることは当然である。

多文化主義をめぐる論争

自己のエスニック文化とそれに付随するものの継承を願うマイノリティ集団にとって多文化主義は捨てがたい考え方であり、また自らのアングロ文化を優位に置きたい主流派はこれに反撃する。多文化主義の主張に対して、マイノリティ集団の主張するエスニック研究が民族集団間の差異を強調しすぎるためにアメリカ社会の一体性が失われることへの危惧や、エスニック感情が排他意識、憎悪感を生み出しやすいことを理由に批判論は展開されている¹⁸。論争の中心的課題は、アメリカにおける多文化主義の概念、つまり諸文化は等価でありアングロ・アメリカ文化が共通文化ではないという多文化主義の主張の正当性とともに、多文化主義を取り入れたカリキュラムが本来の趣旨を全うして公平に教えられているのか、あるいは批判派がいうように自民族中心で排他的で偏向して教えられているのかの2点であろう。しかしこれは教育の問題にとどまらず、究極的にはアメリカという国は何か、またアメリカ人であることは何を意味するのかという根本的な問いに関わっているがゆえに、激しい論争を呼んでいる。

多文化主義批判の筆頭に挙げられるのが歴史家アーサー・シュレシンジャー・ジュニアの著書『アメリカの分裂』である。この本において著者は黒人の社会学者モレフィ・アサンテらのアフリカ中心主義の教育に批判を集中させたため、アメリカでは「多文化主義」は「アフリカ中心主義」(Afrocentrism) の同義語と理解されがちである¹⁹。アサンテは黒人学生の成績が全般に悪いのは授業内容が偏向しているからであり、アフリカ人とアフリカ系アメリカ人の間には現在も連帯感があり、ヨーロッパ中心の従来のカリキュラムは黒人の子供たちの心を「枯死させている」と主張する。一方シュレシンジャーは、歴史や文学の教育は知的な訓練の場でありマイノリティの自尊心を高める療法ではないと批判し、また西欧の歴史・

思想がアメリカで果たした役割を高く評価する。また個人としてのアイデンティティが集団のアイデンティティに優先すべきであるとも説き、集団のアイデンティティに依拠する多文化主義のカリキュラムを批判する²⁰。換言すれば、これは民主主義をどう考えるかという議論に行き着く。シュレシンジャーのように個人を中心と考え普遍的な基準の存在と多数決の原則を重んじることをもって民主主義と見るのは、あるいは多文化主義者の主張するように少数者の権利を重んじ少数集団の連合の過程を民主主義と見るのは問われている。

黒人の成績が一般的になぜ奮わないのかという議論は今に始まることではないが、94年秋に保守派の論客チャールズ・マレーが新刊の共著 *The Bell Curve*において、あらためて集団として黒人のIQが白人より15点も低いのは遺伝的なものであると発表し、大きな反響を呼んでいる²¹。大学入学時のアファーマティブ・アクションは元来都会の劣った教育環境で能力を伸ばせない黒人生徒に優先的に大学入学の機会を与えれば、本来の能力が發揮できるという考え方で行なわれてきたが、もしマレーが主張するように能力が遺伝的に決定されているのならばアファーマティブ・アクションは意味をなさなくなるし、多文化主義の主張も虚しくなる。またこの内容とともに、人種問題が深刻な状況にある今日このような本を出版する意図がどこにあるのかという点にも関心が集まっている。いずれにせよこの本は多文化主義の議論にまた大きな波紋を引き起こすことは必至であろう。

元教育次官のダイアン・ラヴィッチも多文化主義批判者として名をあげている。ラヴィッチは多文化主義を「多元的（pluralistic）」と「個別的（particularistic）」多文化主義に分類し、前者を共通文化を認める理念として支持し、後者を共通文化を否定しエスニック集団の勢力拡張をもくろむ危険な思想である、とアサンテラの名を挙げて非難する。そして黒人の子供たちが祖先の歴史を学ぶことは重要ではあるが、自分と同じ人種、民族からでなければ何も学べないという自民族中心主義は偏狭だという結論を下す²²。しかし泰イラーが「相違を認めない教育は虚偽のアイデンティティを強制する」と言っているように²³、明確なアイデンティティが無いままに「他者」の歴史・思想から何を学びとることが出来るのか、といった疑問に批判派は解答をしていない。

またUCバークレー校の歴史家ロナルド・タカキはラヴィッチの多元的と個別的アプローチが二者択一である必要はないと反論し、個別的アプローチによりアフリカ系やアジア系学生は自分たちの共同体がアメリカの歴史や社会の中に占める位置を知ることができ、また自分を知ることにも通じるという理論を展開する。同校ではアメリカの諸文化（American Cultures）について学ぶことが必修になった例を挙げて、多文化主義のカリキュラムには個別的アプローチも民族の多元性を学ぶアプローチもあるとタカキは説明する。事実最近になって他民族の歴史や思想を学ぶことの必要性が認識され、多文化主義のコースを卒業要件に

指定する大学がスタンフォード大学を始め増加しているという事実は、過去の歴史教育への反省に基づくものである²³。教育の場においてだけでなく、実社会に出てからも異文化との接触を容易にし理解を助けるためにもむしろ主流派の学生にとってこうしたコースは重要であろう。

多文化教育の批判派はアメリカにおける共通文化の存在を強調し、また自由、平等など普遍的理念がアングロ・アメリカ文化にあり、それらはどの民族にも教えるべき理念であると主張するが、同化論や多元論で見たようにアメリカはマイノリティへの差別の歴史をもち、アングロ文化は普遍的理念への裏切りであると「多文化主義」支持者は反論する。そして多文化主義があたかも国家の統合をそこないアメリカの中心的概念を失わせる危険をもつとの批判に対しては、かつてアメリカがそれほど統合されていたのかと後者は問う²⁴。歴史は強者によって書かれたもので弱者は存在を無視され、合衆国は見せかけの統合に過ぎなかったというのがマイノリティ側の主張である。このようにマイノリティの置かれてきた歴史的状況への理解が批判派に欠けているために議論は平行線をたどっている。

政治風土の変化

教育における多文化主義も平等化をめざす公共政策も社会状況の変化に直結している。多文化主義が芽生えた60年代や70年代前半は進歩的政治風土の中であらゆる種類の相違への寛容の度が増していたため、マイノリティの権利を主張する思想や政策は抵抗なく人々に受け入れられた。またマイノリティの差別的状況も公民権法とアファーマティブ・アクションの諸政策、その後の法律や裁判による判決、行政の手続きなどを通じて改善してきた。しかし70年代の後半以降は白人保守派の政治勢力が無視できないほど増大した。モラル・マジョリティなどの保守派集団が運動の中心となって男女同権憲法修正法案（ERA）を廃案とすることに成功し、また白人男性側からの逆差別の異議申し立てが最高裁に提訴されるなど、多文化主義的立場を拡大しようとする動きへの抵抗も大きい²⁵。

また80年代のレーガン・ブッシュ共和党政権下で白人男性のなかにある WASP 思想や強固な宗教上の信念に基づくファンダメンタリストらニューライト派の新勢力は、進歩的な最高裁での判決で違憲とされた公立学校での祈りの時間復活や合憲となった女性の人工妊娠中絶の選択権などを覆そうと活動してきた。両大統領もマイノリティの為のクオータ制反対の姿勢をとり白人保守派の支持を確保してきた。白人保守派の攻勢は教育においては大学入学の際のアファーマティブ・アクションや多文化主義のカリキュラムへの批判、PC (political correctness) 運動の行きすぎなどに対して向けられている。一方84年の選挙において民主党の副大統領候補に名前の上がったジェシー・ジャクソン師は、「虹の連合」(Rainbow

Coalition) というスローガンのもとで、黒人やその他のマイノリティ集団の広範な連合を呼び掛けるなど、多文化主義の理念に沿って保守派に対抗するための戦術を打ち出している。

事態をさらに複雑にしているのはマイノリティ集団の存在が流動的で捉えがたくなっていることである。白人エスニック集団はほぼ完全に社会に吸収され、ヨーロッパ系というアイデンティティでしか表現できないほど最近では異民族間結婚が進んでいる。また近年アジア系移民などが急速に社会的上昇を果たしている状況が認められ、今後彼らがマイノリティとしての配慮を必要としなくなることを意味する。そして彼らといつまでも社会的に上昇できないマイノリティ集団との摩擦や対立も92年春のロサンゼルスの暴動に見るように現実に起きている。また新たな移民の増加や異民族・人種間の結婚の増加などによりアメリカの人口構成も大きく変化し、21世紀半ば過ぎには非白人人口が過半数を占めるであろうとも予測されている²⁸。

アファーマティブ・アクションも実施されて30年後の現在は支持派と批判派の間で激しい論争が繰り広げられている。増大するアンダーカラスの存在とともにマイノリティ集団出身の中からも優遇措置を廃止すべきだとの主張も出てきている²⁹。しかし経済不況の悪化によるアメリカン・ドリームの縮小、合法・非合法の移民や難民の増大、また大都市での犯罪の多発化や凶悪化などの状況の中で社会問題解決のために人々の合意を得ることはきわめて困難である。社会のなかで〈マジョリティ対マイノリティ〉の関係をどう調整するかという枠組みにおいて、アファーマティブ・アクションをめぐる論議は多文化主義論争とも直結した問題である。

93年変革をめざす民主党クリントン政権が誕生し、また多数のマイノリティ出身の候補者が連邦の上院・下院をはじめ地方レベルでも公職に選出され、保守化する一方に思えたアメリカでマイノリティが顧みられる期待が出現した。しかしクリントン政権が提出した軍隊における同性愛者の権利擁護の法案や国民皆保険の実現をめざす医療保険改革法案など、価値観の多様化や社会的弱者の救済をめざす法案はいずれも保守派に阻まれ成立しなかった。94年秋の中間選挙では共和党が予想を上まわる健闘を見せ、上・両院とも過半数を制する結果となった。選挙中も宗教右派の支持する候補者が福祉の抑制、反移民をスローガンに保守的な有権者の支持を集めた³⁰。またカリフォルニア州では不法入国者への緊急時を除く医療や公教育を拒否する住民提案187号が可決されるなど、排他的な動きが近年とみに顕著である。進歩的と見なされる大統領の出現で保守派が危機感を抱いたことも一因であろう。このような政界での目まぐるしい主導権の奪合いは国民の合意の欠如を表すものである。

社会の動きはよく時計の振り子にたとえられるが、アメリカは多様化を踏まえマイノリティの支持を受け左に振ろうとする革新勢力と、執拗に右に振って旧態に戻そうとする保守勢

力が拮抗した状態にある。現在の多文化主義論争の激しさはアメリカの政治的・経済的・社会的な面での諸集団間の抗争や価値観の葛藤を反映するものであり、教育の問題のみに留まるものではない。どの価値観が支配的になるかということは、その集団にとっても国にとっても将来にわたって決定的に重要な事柄だという認識がその根底にある。はたしてこの混沌とした文化をめぐる争いの中からアメリカ社会の行方が見えてくるのであろうか。

註

- (1) Nathan Glazer, "Is Assimilation Dead?" ANNALS, AAPSS, 530, (Nov. 1993), pp. 122-23. 同化という概念は今は否定されているが、現実には異民族間結婚の増加を証拠としてあげ同化、文化変容 (acculturation) が進んでいる状況にあると説明する。しかし黒人は例外的に異民族との結婚が少なく、それが多文化主義の主張につながるとグレイザーは言う。pp. 134-36.
- (2) John Higham, *Send These to Me: Immigrants in Urban America* (rev. Johns Hopkins UP, 1984) ジョン・ハイアム『自由の女神のもとへ』斎藤真 他訳(平凡社, 1994), 196-99頁。
- (3) Glazer, pp. 126-29.
- (4) ハイアム, 201-8頁。
- (5) ハイアム, 208-11頁。ハイアム自身は多文化主義をラディカルと形容し、多元的統合 (pluralistic integration) を説く。16頁。
- (6) ハイアム, 224-27頁。
- (7) Glazer, p. 134.
- (8) 公民権法、アファーマティブ・アクションの条項については大下尚一編『資料が語るアメリカ』(有斐閣, 1993年), 226-229頁、上坂昇著『アメリカ黒人のジレンマー逆差別という新しい人種関係』(世界差別問題叢書7 明石書店, 1990年), 75-84頁参照。また性や年令、障害の有無での雇用差別を禁止した法としては、「同一賃金法」、「年令差別禁止法」、「リハビリテーション法」がある。
- (9) 行政命令の具体的な内容は下記の通りである。
 - A. 連邦政府と年間1万ドル以上の事業契約（契約額の総計）をもつ企業は、
 - (1)雇用差別を行なわない、(2)人種、性別に関係なく採用、処遇するために積極的な措置をとる義務がある、(3)また労働省連邦契約遵守局 (OFCCP) の実情調査を受け入れる義務がある。
 - B. 1件の事業契約が5万ドルを越える契約を連邦政府ともつ企業は、
 - (1)文書による積極的差別は正措置計画を作成し実施することが義務がある、(2)この計画とは企業内の労働力の人種や性別の構成が、調査の結果その地域のマイノリティや女性の労働力の割合に比例していない場合には、地域の割合に近い目標値を計画において設定し、期限内に是正する。
 - C. 違反した場合の制裁は、企業名の公表や司法機関への提訴、契約の停止や解約など、将来連邦政府機関との新たな契約を行なうことを禁止する。
- (10) Jeremy Hein, "Rights, Resources, and Membership: Civil Rights Models in France and the United States," ANNALS, AAPSS, 530, November 1993, pp. 99-101.
- (11) 黒人とユダヤ人間のマイノリティの権利をめぐる積年の争いについては Jonathan Kaufman, *Broken Alliance: The Turbulent Times Between Blacks and Jews in America* (Scribner: New York, 1988) に詳しい。
- (12) 多文化主義は直接的には80年代末の一部大学における西洋思想中心のカリキュラム批判の中で定式化されたと理解されている。この間の事情については辻内鏡人「多文化主義の思想史的文脈：現代アメリカの政治文化」『思想』(1994年4月号) 44-46頁参照。

- (13) Todd Gitlin, "The Rise of 'Identity Politics,'" *Dissent*, (Spring, 1993), p. 176.
- (14) 1970年と1990年の国勢調査によれば、ヒスパニック系は全人口の4.5%から9.0%へ、アジア系は1.3%から3.8%に増加。Andrew Hacker, *Two Nations: Black and White, Separate, Hostile, Unequal*, (Ballantine: New York, 1992). アンドリュー・ハッカー、上坂昇訳『アメリカの二つの国民』(明石書店, 1994年), 35頁。
- (15) ジェームズ・アーリー「多文化主義」『国際会館会報』(1994年7月), pp. 1-5.
- (16) Takamichi Kajita, 'Some Arguments on Multiculturalism: Clarifying the Concept,' Paper presented at the International Symposium of "The World and Japan in the Age of Multiculturalism," (Sept. 20 & 21, 1994), pp. 1-2.
- (17) Charles Taylor, *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, (Princeton Paperbacks: 1993), pp. 25-37.
- (18) マイノリティ学生が固まる傾向にあるという批判に対して UC パークレイ校の社会学者トロイ・ダスターは「個々の人種的背景・歴史に基づいたアイデンティティの確認と自己発見のため。それに白人学生の排他的なエスタブリッシュメントクラブに対する対抗意識」のためだと説明している。矢部武「多民族共存の実験に挑むアメリカ」『世界』(1992年9月号) 97-104頁。
- (19) 本稿註(12)の『思想』掲載の辻内論文参照。また『アメリカの分裂』70-73頁。もっとアフリカ中心主義を肯定的に捉えることが本来の趣旨であるという議論を辻内は展開している。Makoto Tujiuchi, 'Creating the Self and Others Through Mutual Recognition,' Paper presented at the International Symposium of "The World and Japan in the Age of Multiculturalism," (Sept. 20 & 21, 1994), pp. 1-13.
- (20) シュレシンジャーは正しい歴史を教えることのほうが子供にとっても利益になると反論し、現実に多文化主義的教育の内容が非西欧的、非白人的なものに限られ、こうした民族中心主義的教育は民族の相違点に固執することでアメリカの統一の基盤となるアメリカ的国民性の理念をおびやかすと批判する。『アメリカの分裂』90頁。
- (21) *Newsweek* (Oct. 23, 1994), pp. 27-34, *New York Times Weekly Review* (October 17, 1994), p. 4. 参照。マレーは長年アファーマティブ・アクション批判を論じてきた。たとえば Charles Murray, "Affirmative Racism: How Preferential treatment works against blacks," *New Republic* (Dec. 1984), pp. 18-23.
- (22) Diane Ravitch, "Multiculturalism: E Pluribus Plures," *American Scholar* (Summer 1990), pp. 340-54.
- (23) Ronald Takaki, "Multiculturalism: Battleground or Meeting Ground?" *ANNALS, AAPSS*, 530 (Nov. 1993), p. 113. & p. 120.
- (24) アーリー, 5頁。
- (25) 1978年のアラン・バッキ裁判はカリフォルニア大学医学部への入学を許可されなかった白人男性が勝訴した逆差別提訴として知られているが、連邦最高裁でのアファーマティブ・アクションに関する判事らの意見は分裂し、パウエル判事のマジョリティ意見では、入学許可に際し人種を考慮することは構わないがあからさまにすることは避けるように、と表現が工夫された。Nathan Glazer, "The Affirmative Stalemate," *Public Interest* (Winter, 1988), p. 99.
- (26) 宮本倫好『アメリカ民族という試練』(ちくまライブラリー, 1993), 142頁。
- (27) アファーマティブ・アクション支持派はいまだに過去の差別が現在の黒人の機会を狭めているので現在も必要であると主張し、一方で差別は過去のもので現在にその影響は及ばないと廃止を主張する二派に分かれている。William Taylor et al., "Affirmative Action in the 1990s: Staying the Course," *ANNALS, APPSS*, 523 (Sep. 1992), p. 31. 公職につく黒人の数が増加し、また黒人の1/3が中流入りを果たした現在、社会的に上昇した黒人と下層にとり残されたままという黒人層の深刻な二分化現象も顕著になり、人種より階級に基づく優遇制度に変えるべきとの議論も出ている。Shelby Steele, *The*

Content of Our Character: A New Vision of Race in America (Harper Perennial: New York, 1991), pp. 111–125.

- (28) 『朝日新聞』(1994年11月3日)。カリフォルニア州の住民提案187号については多文化主義に批判的なウィリアム・ベネットら共和党中央部も反対しており保守派も分裂状況にあることが分かる。『読売新聞』(1994年11月11日)。